

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国庫金の効率的かつ正確な管理				番号	⑩	(千円)												
	予算科目					他に記載のある 個別票の番号	予算額												
	会計	組織／勘定	項	事項			8 年度 当初予算額			9 年度 概算要求額									
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	資産債務管理費	国庫金の管理に必要な経費				6,506				7,847							
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計					一般会計		6,506				7,847							
							<		>	の内数	<		>	の内数					
	小 計					特別会計													
							<		>	の内数	<		>	の内数					
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの																			
合 計						一般会計		6,506				7,847							
							<		>	の内数	<		>	の内数					
						特別会計													
							<		>	の内数	<		>	の内数					

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-4-1 : 国庫金の効率的な管理

政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保

政3-4-3 : 国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 3 - 4 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致するよう努めました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおり公表しました。

すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。

また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。

さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。

施策

政3-4-1 : 国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等は無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-1-A-1：国内 指定預金（一般口） の平均残高 （単位：兆円）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	18.2 以下	19.9 以下	19.2 以下	19.0 以下	5.7以下
	実績値	19.4	20.4	19.4	4.1	2.6

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金のうち一般口（以下「一般口」といいます。）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことや、一般口の資金が不足する場合は、特別会計による政府短期証券の引受により、国庫内の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、一般口残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を一般口の平均残高とし、目標値を過去の一般口残高の実績を踏まえて5.7兆円以下として設定しました（注）。

（注）令和5年度以前の、マイナス金利の期間を除く直近10年間に於いて、一般口残高の標準偏差（ σ ）を計算し、同期間の平均値から 1σ の範囲を目標値として設定。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。

国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。

国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。

なお、主要な測定指標である政3-4-1-A-1では、直近5年間の実績値の平均値を目標値としておりましたが、令和6年4月以降、プラス金利となり、余裕資金の運用が可能となったこ

	とから、令和 6 年度以降の国内指定預金（一般口）残高は、マイナス金利前の水準まで圧縮され、マイナス金利下と比較して、大幅に下回ることとなりました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」 ○参考指標 2 「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」 ○参考指標 3 「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

政 3 - 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

(単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
4 月	242, 233	260, 867	203, 033	45, 067	4, 867
5 月	189, 645	168, 677	175, 516	—	—
6 月	136, 367	89, 933	148, 733	—	17, 733
7 月	123, 742	62, 548	109, 774	10, 194	—
8 月	109, 806	63, 806	95, 355	4, 452	35, 194
9 月	103, 567	86, 100	86, 367	15, 733	23, 733
10 月	123, 067	124, 226	122, 290	1, 806	8, 129
11 月	210, 333	131, 000	145, 367	8, 267	—
12 月	322, 355	135, 129	165, 968	27, 677	47, 645
1 月	368, 516	163, 194	180, 935	29, 710	62, 387
2 月	379, 857	200, 464	187, 414	67, 286	105, 786
3 月	335, 742	222, 226	181, 645	87, 903	145, 548
平均抑制額	219, 647	141, 874	150, 044	24, 575	37, 310

(出所) 理財局国庫課調

(注) 令和 6 年度以降は、国内指定預金（一般口）残高が前年度に比べて大きく減少したことにより、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、マイナス金利下に比べて大きく減少した。

参考指標 2 : 政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

(単位 : 億円)

	令和 7 年度
4 月	31, 000
5 月	48, 161
6 月	11, 700
7 月	26, 968
8 月	3, 097
9 月	13, 967
10 月	28, 000
11 月	18, 933
12 月	7, 742
1 月	4, 645
2 月	—
3 月	—

(出所) 理財局国庫課調

(注) 国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行う。

参考指標 3 : 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位 : %)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
18. 9	12. 5	13. 8	12. 7	22. 1

(出所) 理財局国庫課調

施策 政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保

取組内容

国庫金の出納事務は、会計法第34条第 1 項及び日本銀行法第35条第 1 項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされています。そのため、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中され、日本銀行により総括的な計算整理がなされているところ、財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。

また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注) 財務省では、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-2-A-1: 一般会計歳入 歳出主計簿と 国庫原簿との 突合結果 ^(注1) (単位: 円)	年度	令和3年度 (令和2年度 分)	4年度 (3年度分)	5年度 (4年度分)	6年度 (5年度分)	7年度 (6年度分)
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0	289,486,551 ^(注2)	1,294,677,716 ^(注2)	47,494,486 ^(注2)	83,609,231 ^(注2)

(注1) 各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和4年度(3年度分)、令和5年度(4年度分)、令和6年度(5年度分)及び令和7年度(6年度分)の実績値は、公館所在国における金融規制等の影響により出納整理期間内に日本銀行への払い込みが行えなかったことから、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異が生じている。

(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(一般会計歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。

日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

令和7年度(令和6年度分)において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者の金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、令和6年度に発生した一省庁の歳入(83,609,231円)について、令和6年度の歳入歳出主計簿に計上されたものの、ミャンマー及びイエメン(以下「ミャンマー等」という。)における外貨の国外送金に対する金融規制等により、大使館からの歳入金(在ミャンマー大使館: 74,321,040円、在イエメン大使館: 9,288,191円)が令和6年度歳入金の受入期限である令和7年5月31日までに日本銀行への払い込みが行なわれず、歳入歳出主計簿とおりの受払いが行われなかったことによるものです。

財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各省庁からの指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。令和6年度分の収納の遅延は、ミャンマー等における外貨の国外送金に対する金融規制等という、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても連絡体制の整備等により、正確に原因及び金額を把握し、適切に対応していたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、ミャンマー等における外貨の国外送金に対する金融規制等によるもので、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われたことを確認しました。 以上のとおり、国庫金の出納事務が正確に行われたことを確認できたため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-4-3：国庫収支に関する情報提供
取組内容	国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html) A 国庫と民間との間における資金受払の収支(国庫対民間収支)に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月財務省ウェブサイトに掲載します(年12回)。 B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金(用語集参照)の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します(年4回)。 C 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します(年1回)。

定量的な測定指標						
[主要] 政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：％)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

- ①「財政資金対民間収支」を毎月財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)
- ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)
- ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	引き続き、上記の定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡体制の整備を行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況

令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。
資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。

国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。

国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。

また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	5, 729 千円	5, 934 千円	6, 222 千円	6, 506 千円	
	(項) 資産債務管理費	5, 729 千円	5, 934 千円	6, 222 千円	6, 506 千円	
	(事項)) 国庫金の管理に必要な経費	5, 729 千円	5, 934 千円	6, 222 千円	6, 506 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	33, 925 千円	120, 247 千円	N. A.		
	合 計	39, 654 千円	126, 181 千円	N. A.		
執行額		39, 251 千円	125, 758 千円	N. A.		
(概要) 国庫制度の調査及び効率的な国庫の資金繰りを行うために必要な経費です。 (注 1) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。 (注 2) 政府情報システム関連予算(国庫収支事務オンラインシステム)は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。						

担当部局名	理財局(国庫課)	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	----------	----------	------------